

第六十五回 参議院 外務委員会 會議録 第二号

昭和四十六年二月九日(火曜日)  
午前十時七分開会

外務省条約局外  
務参事官 山崎 敏夫君

委員の異動

一月二十六日

高橋 衛君

補欠選任

松平 勇雄君

委員長の異動

一月二十七日長谷川仁君委員長辞任につき、その補欠として松平勇雄君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 松平 勇雄君  
理事 長谷川 仁君  
山本 利壽君  
西村 関一君  
梶原 茂嘉君  
杉原 荒太君  
廣瀬 久忠君  
増原 恵吉君  
三木 興吉郎君  
羽生 三七君  
森 元治郎君  
白木 義一郎君

委員

政府委員  
外務政務次官 竹内 黎一君  
事務局側  
常任委員会専門員 小倉 満君

説明員

外務大臣官房外務参事官 御座 清尚君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○国際情勢等に関する調査

(昭和四十六年度外務省関係予算に関する件)

(今期国会における外務省関係提出予定法律案及び条約に関する件)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

去る一月二十六日高橋衛君が委員を辞任され、その補欠として私が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) この際、一言ごあいさつ申し上げます。

私、このたび、はからずも長谷川前委員長のあとを受けまして委員長に選任されました。はなはだ微力ではございますが、皆さま方の御指導、御協力を賜わりましてその職責を全うしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

長谷川前委員長から発言を求められております。これを許します。

○長谷川仁君 私、このたび、本委員会の委員長を辞任いたしました。

委員長在任中は、理事各位並びに委員各位の心からなる御協力によりまして大過なくその職責を果たすことができました。まことに感謝にたえない次第でございます。ここに厚く御礼申し上げます。(拍手)

○委員長(松平勇雄君) 木内四郎君及び増原恵吉君から、文書をもって、都合により理事を辞任し

たい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さうです。理事に長谷川仁君及び山本利壽君を指名いたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

まず、昭和四十六年度外務省関係予算及び今期国会提出予定法律案及び条約につきまして説明を聴取いたします。

竹内政務次官。

○政府委員(竹内黎一君) 愛知外務大臣はただいま衆議院の予算委員会に出席しておりますので、私、かわりまして発言させていただきます。

今国会もまた、わが外務省に對しまして、諸先生方の変わらざる御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま委員長からお求めのありました昭和四十六年度外務省予算及び今期国会に提出を予定しております外務省関係の法律案及び条約などにつきまして、事務局より説明いたします。

○委員長(松平勇雄君) 御座総務参事官。

○説明員(御座清尚君) 昭和四十六年度外務省予算の概要について御説明申し上げます。

本日は佐藤官房長が欠席いたしておりますので、

で、私から、かわって御説明申し上げます。

昭和四十六年度の外務省予算の総額は五百二十九億余りでございます。この額は、前年度——昭和四十五年度予算額に比較いたしまして一七・三%の増加を示しておりますが、国家予算総額に對しましては〇・五六%と、きわめて少額の予算でございます。

外務省が予算を構成いたしますときに、三つの重点を考へて要求いたしました。

その第一は、対日認識の向上をはかるための諸施策の積極的推進ということでございます。

その第二は、一九七五年に国民総生産の一%を援助に充てるという目標に向かつての経済技術協力、の拡充強化ということでございます。

その第三は、国力に相応した外交強化体制を整備拡充することでございます。

この三つの重点のほかに、まあいわば第四の重点と申しますか、若干のこまかい問題がございますが、その順序に従って御説明申し上げます。

第一番目の「対日認識の向上を計るための諸施策の積極的推進」と申しますのは、要するに、最近におきまして日本の国力が増大してまいりますとともに、日本に對する批判とか、日本に對する不満とか、そういうものが各国において見られておるところでございますが、これらのことは、要するに、日本に對する正しい理解と認識ということが十分に行き渡っておらないということから来るものではないかと考えまして、そのための諸施策を明年度におきましては、大いに積極的に推進してまいりたいというための予算を計上した次第でございます。

その第一といたしましては、昨年万博が催されました、それによりまして諸外国から多くの要人

が来日して、対日認識も著しく向上しておるこの機会を利用いたしまして、各国の要人その他を日本に招いて、いわゆる招待外交というよりなものを積極的に推進したいということでございます。そのために国賓とか公賓という外国の要人のほかに、各国の政府その他の中堅的な指導者、さらにはまた報道関係者、文化人の招待というよりなことをやってみたいと存じます。そのため予算、二億六千万円を政府原案で認めてもらつた次第でございます。

第二番目には、「海外広報及び対外文化活動の強化」でございまして、これらにつきましてはすでに年来実施しておりますわけでございますが、それらに必要な経費を増額いたしまして、さらに積極的に推進したいということを考えております。

特に海外におきまして広報活動体制というものを整備強化する必要がございますので、従来各地に設けております広報文化センターというようなものもさらにまた新しく二カ所設けて、従来のものに加えて活動させようと考えております。

それから、日本のことを研究する人たちのために、日本語の普及または日本研究講座というようなものも充実していきたいと考えまして、そのための予算も増額いたしました。

以上が第一点の重点事項の概要でございます。

第二の重点事項は、いわゆる経済技術協力費でございますが、この中では、日本が単独でやる経済技術協力のほかに、他の諸外国と協力してやります多数国間の経済技術協力というものがございまして、これを拡充したいということがまず考えられております。

特にアジア地域におきまして、地域協力の機  
関といたしまして、たとえばアジア太平洋協議  
会であるとか、東南アジア開発閣僚会議であ  
るとか、そういうものがござりますが、そういう  
ものの考えました各種のプロジェクトに積極的  
に参加していきたいという予算を計上しておりま  
す。

また、アジア地域の地形的研修機関、たとえばアジア工科大学——パンコックにございますが——こういうものとか、フィリピンにございます国際稲研究所というようなものに対する拠出金等も増大する。特にアジア工科大学につきましては、その校舎の建築を日本に依頼してまいっておりますので、そのための経費も計上したいと考えております。

出金等の大幅な増額を考えました。いわゆる国連開発計画——UNDPと申しますが、これに対する拠出金の増額、それからアジア経済開発研究所というものに対する拠出金、国連のアジア地域開発信託基金に対する拠出金、国連の人口活動基金というものに対します拠出金等々の金額を計上してございます。

わが国の行ないます技術協力につきましても、海外技術協力事業団というものがございしますが、それに対します委託費、それに対します交付金、出資金等々を合わせて、かなりの増額を考えております。

それからまたアジア諸国におきます経済社会基盤強化のために、従来から無償で援助をやるという計画を持っておりますが、これらにつきまして、たとえば現在も続けられております南ベトナムにおきますチャイ病院の改築等の事業に無償協力をいたすという金額を計上してございます。以上が、第二番目の重点であります経済技術協力関係のおもな項目でございます。

三番目の、国力に相応した外交強化体制ということにつきましては、かねて外交の積極的な展開をはかってまいりましたが、いろいろな制約がございまして、なかなか十分な施設、人員等の確保ができませんでしたが、本年はますますその点に力を入れて予算を拡充したいと考えて、外務省の目体の定員の増強、それから在外公館の新設等を要求いたしました。在外公館につきましては、カカボンに大使館を設ける、それからミュンヘンに領事館を設けるといふような点が認められてお

5440

それからまた、在外に勤務いたします職員の仕事手当の増額等も、鋭意折衝いたしました結果、九公館について住居手当の増額が認められております。また、在外公館で雇用いたしております現地補助員の給与等も、他の同種のものと比較してやや低かったわけですが、これらの給与の改善、さらにまた、人員の増加等の予算も計上されております。それから、海外におります在外公館の職員の子女が本邦に残されておりますときは、年に一度ぐらいは親元と呼び寄せることができますようにしてやるべきだという考え方で、子女呼び寄せの旅費というものを計上いたしました。それからまた、在外公館の土地、建物の購入を行なつて、逐次在外公館を國有化したいという計画をかねがね実施しておりますが、本年につきましても新規に外公館の新營工事六カ所、継続工事六カ所等が認められております。

さらにまた、国際情勢及び外交問題の調査研究並びに国内広報の強化ということにも力を入れていきたいと考えておりますが、そのために必要な経費も計上してございます。

以上が第三番目の重点のおもな内容でございますが、それにつけ加えまして、在外子弟教育の強化、それから、すでに移住しております移住者の自立基盤の強化、それから、旅券法の改正に伴います渡航事務の地方公共団体への委託といったような費用が認められておりまして、これらの合計が、冒頭に申し上げました五百二十九億という金額になるわけでございます。

以上、いまだ簡単でございますが、四十六年度外務省予算の概要を御説明申し上げます。さらに引き続きして、外務省から提出を予定しております法律案の概要を御説明申し上げます。外務省から今国会に提出いたします法律案は二件ございまして、第一番目は、「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」でございます。これは、先ほど御説明申し上げました予算の関係から提出いたす法律

でございます。先ほど申し上げました中で、ガボ

ンにおきまして大使館の新設は、これは法律上はすでに別表に加えられておりまして、法律上の改正は要らないわけでございますが、ミュンヘンにおきまして総領事館の新設、これにつきましては法律の改正を要するという事になっております。それから、カナダのエドモントン並びにニュージブランドのオークランドにすでに設けられております領事館を総領事館に昇格させるということが、これも予算上認められましたが、これにつきましては法律の改正を要する。それから、これらの総領事館に勤務いたします職員の手当等を新しく定める必要がございますので、これらの点についての法律改正をいたしたい。さらにまた、先ほど申し上げました十の公館の住居手当の限度額を引き上げることが予算上認められましたので、それに要する法律の改正をいたしたい。これがおもな法案の内容でございますが、この改正をいたしますにあたりまして、従来総領事館の新設等の場合に、外務省設置法の一部を改正すると同時に、在外公館の公務員の給与に関する法律の一部改正をするという必要がございます。一つは、小さな事務を実施いたしますのに二つの法律の改正の手続が必要であったという点が不便でございましたので、今回、この機会に、この「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の題名を、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」というぐあいに改めていただきまして、その別表第一において名称、位置を定めるということを規定していただきます。そのほか給与の関係を規定するところとかつこうにいたしますと、将来は在外公館の新設その他の異動につきまして、この一本の法律を改正していただければ足りるということになるかと存じまして、そういう趣旨の改正案を提出してございます。なおまた、住居手当の増額の件にありまして、在ソビエト連邦大使館の住居手当につきましては、ソビエト政府が家を貸与して

二四%の増額を要求してまいっておりますので、これに應ずるために、できればこの法律を年度内に三月三十一日までに成立させていたただければ、一月一日にさかのぼってその差額を給与することができるといふふうに考えまして、そういうふうな法律の規定のしかたを提案してございす。何とぞよろしく願ひしたいと思います。

第二番目の法律案として考えておりますのは、海外技術協力事業団法の一部を改正する法律案でございます。これにつきましては、先ほどの経済技術協力の予算の中で無償協力というのが出てまいりましたが、従来もこの海外技術協力事業団は無償の協力に近いものを実施しておりますので、ただ法律上の点が明確になっておらないという点に着目いたしまして、そのための法律改正を考えておる次第でございます。しかしながら、これにつきましては、現在のところ鋭意関係各省と意見の調整をはかっておりますが、いまだに意見の調整ができておりません。したがって、今国会のうちにその意見の調整を終わって提出できかどうか、いまだ現在のところでははっきりいたしておりませんので、はつきりいたしまして、調整ができ次第に御提出申し上げるということのみが、現在申し上げられるところでございす。

以上、簡単にございす。法律案二件の御説明を終わります。

○委員長(松平勇雄君) 山崎参事官。

○説明員(山崎敏夫君) 今度の国会に提出を予定しております条約について御説明を申し上げます。現在のところ十六件を予定しておりますわけでございますが、実はそのほかにもう一件、現在交渉がまとまりそうなのがございますので、その一件を加えますと十七件になるかと思ひます。その内容については後ほど申し上げます。

すので、御説明申し上げる必要はないかと思ひますが、第一にございす日本とスイスの租税条約は、昭和三十六年以來交渉を續けてまいつたのでございす。これは先進国同士の租税条約としていわゆるOECDモデルに從つてつくられたものでございす。

次に、シンガポールとの租税条約でございますが、これは昭和三十六年にシンガポールとの間に租税条約が締結されたのでございす。しかしながら、昭和四十五年の三月に至りましてシンガポール政府は、元の条約は完全独立の前に締結されたものだから、現在工業化を進めつたところのシンガポールとしては最近の事情に沿わなくなつたといふわけで、廃棄を通告してまいつたのでございす。そこで、昭和四十五年の八月以來新たな条約の締結交渉をいたしまして、本年の一月二十九日に署名に至つた次第でございます。内容的には、そういうわけで、かなりモダンな形になりまして、いわばOECDモデルに近いものでございす。これはもちろん後進国に対する考慮その他も加えてございす。

れたとか、その他、かなりのわがはりにとつて有利な規定を含んでおります。

以上三件が租税条約でございまして、この三件につきましては、できますれば参議院の御先議をお願いいたしたいと思ひます。

次に、「一九五四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正」でございす。この条約は、その題名にもございすように、一九五四年に作成されたものであります。その後一九六二年に改正を見ました。この六二年に改正された条約はすでに国会の御承認を得ております。これはいわゆるIMCO—政府間海事協議機関によつて作成されたものであります。六二年の改正を見ましたこの条約は、その後適用対象がある特定の海域に限られております。特定の海域と申しますのは、原則として陸地から五十海里以内において油とかあるいは油性混合物といふものです。油のまじつたものの排出を禁止するといふふうになっております。したがって、その規制において必ずしも十分ではございせん。また、御承知のとおり、近年におきましてはタンカーは非常に大型化いたしまして、またそのタンカーの船腹量も非常にふえております。それに伴ひまして油によつて海が汚染される事故も激増しておる次第でございす。他方、世界的にも環境保護という海洋環境の保護に対する認識も非常に高まつてまいりました。この条約をさらに改正強化しようという声が上がつてきたわけでございす。そこでIMCOで検討された結果、一九六九年の総会でこの改正が採択された次第であります。この六九年の改正の特色は、一言で申し上げるならば、世界のいかなる海域におきましても、一定のきびしい条件を満たした場合以外、油あるいは油性混合物を排出してはならないということになっておるわけでございます。この条約はまだ受諾したのは二カ国にすぎませんが、わが国としては、これを率先受諾して海洋国としての責任を果たしたいといふふうに考えております。ただ、これを受諾するにあたりましては法律的手当が必要なんでござ

います。昨年末の臨時国会におきまして海洋汚染防止法が成立を見まして、この法律は、いま申し上げました条約の趣旨を十分取り入れてつくられておりますので、法的な手当でも十分できておる次第でございす。

次に、「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」でございす。これも、いま申し上げました条約と合わせまして油濁関係の条約になるわけでございます。これは実は一九六七年の三月に英仏海峡の近くでトリー・キャニオン号と称する大型タンカーが海難事故を起こしまして油を大量に流したということがございまして、これは非常に世界の人々の注目を集めたわけでございす。これを契機といたしまして、やはりそういう場合の事故に迅速に対処するための条約が必要であるということが叫ばれて、同じくIMCOにおいて検討されまして、一九六九年の十一月のブラッセルの会議でこの条約が作成を見たとございす。またこの条約は批准した国はございせんが、これもわが国としては率先して入るよう準備いたしたいと思つております。この条約の趣旨を一言にして申し上げますと、船が海難を起こしまして油を流して海洋が汚染される危険があります場合には、その沿岸国は自国の沿岸及びその他の関係の利益を保護するために必要な措置を公海上においてとることができるといふわけでございす。極端な場合には、その船を沈めてしまつてもいいというわけでございます。従来の国際法の一般的な考え方からすれば、公海上にありますが船舶は、その船舶の属する国以外には手を触れることができなかったわけでございす。これはその点において、ある意味で非常に進歩的な条約でございす。しかし、これも海洋汚染防止という大義名分の見地からいふと例外的な措置が認められるといふことになつておるわけでございます。ただ、まあそういうことでございすので、沿岸国がこの条約の規定に反しましてあまり適当でない措置をとつた場合には、もちろん損害を補償する責任がある

わけでございます。また、そこに紛争が生ずるおそれがございますので、その点についても規定がございます。いずれも公害関係の条約としてわが国としては率先してこれに入りたいと考えております。

次に「國際原子力機関憲章の改正」でございますが、これは実は國際原子力機関——IAEAの加盟國が非常に最近増加いたしました。また、技術の進んだ國もふえてまいりましたので、理事會の構成を改正するという必要が生じてまいったわけでございます。したがひまして、その中で特に最も進んでいる國、つまり最先進國の數を五カ國から九カ國に増加する、その他、數をふやしまして、全体として大體理事會の數を二十五カ國から三十四または三十五にするというふうな趣旨の改正でございます。わが國はIAEAの発足以來地域先進國ということになっておりまして、實際に理事國に選出されておりますが、今度最先進國が五カ國から九カ國にふえますと、事實上の常任理事國として常時その席を占めることができると思ひますので、これは非常に望ましい改正でございますので、わが國としてはこの改正には積極的に賛成したいと考えております。

次は、二万回郵便連合憲章追加議定書及び関係諸条約についてでございます。万国郵便連合、いわゆるU P U というのは、非常に古い国際機関でございます。これは五年に一回大会議を開きましてその関係条約を改定するわけでございます。一九六九年に東京で大会議が開かれましてこれらの諸条約がつくられたわけでございます。これは内容は、U P U の機構の改革及び郵便関係諸料金の改訂等を規定しております。内容は非常に大部なものでございますが、きわめて技術的なものでございます。

それからアジア—オセアニア郵便条約は、これはいま申し上げましたUPUのいわゆる限定連合——地域的な連合の一つでございます。加盟国は現在九カ国でございますが、これもUPUの条約の改正のあとを受けまして、旧条約をアップツ—

デートにしたものでございます。いずれも、内容は非常に大部にわたりますけれども技術的なもので、特に問題はないかと存じます。

次に「コンテナ」に関する通関条約」でござい  
ます。それからさらにその次の「国際道路運送  
手帳による担保のもとに行なわれる貨物の国際運  
送に関する通関条約」、いわゆるTIRカルネ条  
約、この二件を合わせ御説明申し上げます。

実は最近では船舶のコンテナ輸送が非常に発達してまいりまして、本年の秋には、欧州向けにもコンテナ輸送が開始されることになった次第でございます。そうしますと、そのコンテナの通関といたうこと及びその貨物の通関といたうことは非常に大きな問題になってまいるわけでございますが、ヨーロッパにおきましては小さな国が国境を相互に接してやっておりますので、その問題についてはその必要が十分に感じられて、ヨーロッパではさういふ一つの条約ができておったわけでございます。したがいまして、これらの条約に加盟いたしますれば、コンテナが簡単に免税で一時輸入ができるという組織になっております。また荷物につきましても、いわゆるTIRカルネというものを発行すれば、中身について税関検査をきわめて

簡略化して通関できるというわけでございます。したがって、わがほうの欧州向けコンテナ輸送というのがいよいよこの秋から始まりますので、その平等の条件のもとに競争するためにもこの条約にはぜひ加入すべきであるというのが、わがほうの海運業界及びコンテナ製造業界からも言われておるわけでございます。したがって、これも内容的にはきわめて技術的な条約でございますが、わが国の貿易の振興に非常に役立つと存じますので、いずれも早急に加わりたいと考えております。

次に、ILO条約三件を合わせ御説明申し上げます。

る条約」でございますが、これは番号からもおわかりのように、非常に古い条約でございます。一九二八年にILOの總會で採択されたものでありまして、現在その加盟国は七十八カ国に達しております。その内容は、労働協約その他の方法で賃金を有効に規制する制度が存在しておらず、また、賃金が例外的に低い幾つかの産業の労働者のために最低賃金制度を設けるべきであるということとを大目的とした条約でございます。各国は、その最低賃金を決定する制度の性質と形態等は自由決定できることになっておりますが、その制度の適用にあたりましては、関係労使と協議すべきこと、また、制度の運用への労使の参与は平等であるべきこと、また、決定された最低賃金率は関係労使を拘束するということを条件とするものであること、そういうことが規定されておりました、最低賃金決定制度に関して基本的と考えられて

二回までの会期において採択した諸条約の一部改正で条約の運用に関する報告をILO理事会が作成することについての規定の統一を目的とするものに關する条約」、ILO第百十六号条約と称せられております。これは実は内容的にはきわめて技術的な手続的なものでございまして全然問題はないのでございしますが、実は一九四九年以前の諸条約につきまして、理事会の總會に対する条約運用に関する報告を弾力的に行なうということができるようにするということを規定したただけのものでございします。これによりまして、各条約が、一九四九年の条約が自動的に修正されるという効果を持っております。わが国は、一九四九年以前の条約につきましてすでに二十四を批准しておりますが、今後も批准することがございますので、この条約に加入しておきたいと存ずる次第でございます。

る原則を規定したものでございます。

さらに次に、開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約——ILO第百三十一号条約は、一九七〇年の六月にILOの総会で採択されたもので、これはきわめて新しい条約でございます。これは、先ほど申し上げました一九二八年の条約を補足するものでございまして、一般的に適用される条約でございますが、特に開発途上国の必要を考慮したものでございます。内容は、そういう意味で、二八年条約を補足強化したものと御承知願いたいと存じます。わが国におきましては、最低賃金制度につきましては、主として最低賃金法によりまして行なわれておりまして、この二つの条約において規定されております最低賃金決定制度に関する諸原則はすべて充足されております。したがいまして、この二つの条約をわが国が批准いたしますことは、最低賃金制度

第三番目の条約は、たいへん長い表題で恐縮でございますが、「国際労働機関の総会がその第三十

約の趣旨は可決を見たものであります。そしてこの条約は、来たる二月十一日にワシントン、ロンドン及びモスコの三国の首都で署名に開放されることになっております。わが国としてはその第一日に署名する予定であります。この趣旨は、簡単に申し上げますと、陸上から十二マイルより外の海底で核兵器その他の大量破壊兵器を置くことを禁止する条約であります。また、それに伴う必要な検証手続を定めております。これも一つの軍縮措置でありまして、不十分ではあります。軍縮の一つの成果としてわが国としても積極的にこれには参加してまいりたいというふうに考えております。

最後の「第四次国際協定」でございますが、これは第四次と申しますように、従来三回つぐられ、今回第四回目的ものがつくられたわけでございますが、実は昨年の四、五月にかけて採択をされましたが、第三次協定はことしの六月末で効力を失うこととなっております。考え方といたしましては従来の協定と変わっておりませんで、要するに、一定の価格の幅を定めて、その中でいわゆる緩衝在庫——バッファーストック——制度を活用して、国際価格の安定をはかるという趣旨のものでございます。わが国は、この協定に参加している国のうちでは最大の消費国でございます。また、東南アジアのすずを生産しておりますマレーシアとか、インドネシアとか、タイとか、そういう国に対する経済協力の意味からもこの条約には参加すべきであると存じます。一月二十六日に署名をいたしました。

以上で十六件でございますが、最後に一つつけ加えさせていただきますのは、実は非常に具体的

な話でございますが、チューインガムが近く自由化になる見込みでございます。ただ、このチューインガムは、砂糖その他の原料面で諸外国に比べて不利であるということで、関税を三五から四〇〇％に引き上げたいということになっておりまして、これは最も重要な国であるアメリカとの間にいまこの三五％をいわずにバインド——約束してありますので、その点を三五から四〇に上げるための交渉をやっております。これが大体まとまる見込みがあるという報告を最近受けましたので、これがまとまりましたならば、その段階において国会に提出して御承認をいただきたいと思っております。そうすることによってこの自由化が進むわけでございます。形をいたしましては、ガットのいわゆる譲許表の修正という形になると存じます。

以上をもちまして条約の御説明を終わらせていただきます。

○委員長(松平勇雄君) 以上をもって説明は終了いたしました。

ただいまの説明に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十七分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別紙第一のとおりとする。

第二条 第一項中「在外職員には」を「在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という)には」に改める。

第十条 第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十二条 第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十条 第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とする。

別表第二 在居手当 大使館の表アジアの項中「インドネシア」を「インドネシア」に改める。

別表第二 在居手当 総領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

別表第二 在居手当 領事館の表アジアの項中「ジャカルタ」を「ジャカルタ」に改める。

|                  |               |              |                     |       |     |     |
|------------------|---------------|--------------|---------------------|-------|-----|-----|
| 別表第二             | 在居手新田         | 政府代表部の表北米の項中 | 「ニュー・ヨーク<br>(国際連合)」 | 675   | 560 | 460 |
| 380              | 305           | 245          | 195                 | 725   | 600 | 495 |
| 210              |               |              |                     | 410   | 330 | 265 |
| 別表第一             | 在勸基本手新田       | 總領事館の表北米の項中  | 「クアニベック<br>(国際連合)」  | 1,000 | 868 | 739 |
| 610              | 516           | 454          | 407                 | 376   | 344 | 313 |
| 868              | 739           | 610          | 516                 | 454   | 407 | 376 |
| 868              | 739           | 610          | 516                 | 454   | 407 | 376 |
| 其中「ボン            |               | 「ボン          | 「ボン                 | 「ボン   | 「ボン | 「ボン |
| 282              | 250           | 250          | 250                 | 250   | 250 | 250 |
| 344              | 313           | 282          | 250                 | 250   | 250 | 250 |
| 344              | 313           | 282          | 250                 | 250   | 250 | 250 |
| 610              | 516           | 454          | 407                 | 376   | 344 | 313 |
| 868              | 739           | 610          | 516                 | 454   | 407 | 376 |
| 788              | 680           | 591          | 500                 | 440   | 394 | 333 |
| 別表第一             | 在勸基本手新田       | 領事館の表北米の項中   | 「エドモントン<br>(国際連合)」  | 1,000 | 868 | 739 |
| 610              | 516           | 454          | 407                 | 376   | 344 | 313 |
| クワント             | 1,050         | 788          | 690                 | 591   | 500 | 440 |
| を削り、別表第一を別表第二とし、 | 附則の次に次の表を加える。 |              |                     |       |     |     |
| 別表第一             |               |              |                     |       |     |     |
| 一 大使館            |               |              |                     |       |     |     |
| 地域               | 名             | 称            | 位                   | 名     | 地   | 置   |
| アジア              | 在インド日本国大使館    | インド          | ニュー・デリー             |       |     |     |
|                  | 在インドネシア日本国大使館 | インドネシア       | ジャカルタ               |       |     |     |
|                  | 在ウイェトナム日本国大使館 | ウイェトナム       | サイゴン                |       |     |     |
|                  | 在カンボディア日本国大使館 | カンボディア       | プノンペン               |       |     |     |
|                  | 在シンガポール日本国大使館 | シンガポール       | シンガポール              |       |     |     |
|                  | 在セイロン日本国大使館   | セイロン         | コロンボ                |       |     |     |
|                  | 在タイ日本国大使館     | タイ           | バンコック               |       |     |     |
|                  | 在大韓民国日本国大使館   | 大韓民国         | ソウル                 |       |     |     |
|                  | 在中華民國日本国大使館   | 中華民國         | 台北                  |       |     |     |

|                                                                                                         |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在ネパール日本国大使館<br>在パキスタン日本国大使館<br>在ビルマ日本国大使館<br>在フィリピン日本国大使館<br>在マレーシア日本国大使館<br>在モルデイヴ日本国大使館<br>在ラオス日本国大使館 | 在アメリカ合衆国日本国大使館<br>在カナダ日本国大使館 | 在アルゼンティン日本国大使館<br>在ヴェネズエラ日本国大使館<br>在ウルグアイ日本国大使館<br>在エクアドル日本国大使館<br>在エル・サルヴァドル日本国大使館<br>在ガイアナ日本国大使館<br>在キューバ日本国大使館<br>在グアテマラ日本国大使館<br>在コスタ・リカ日本国大使館<br>在コロンビア日本国大使館<br>在ジャマイカ日本国大使館<br>在チリ日本国大使館<br>在下ミニカ共和国日本国大使館<br>在トリニダード・トバゴ日本国大使館<br>在ニカラグア日本国大使館<br>在ハイティ日本国大使館<br>在パナマ日本国大使館<br>在パラグアイ日本国大使館<br>在バルバドス日本国大使館<br>在ブラジル日本国大使館<br>在ペルー日本国大使館<br>在ボリヴィア日本国大使館<br>在ホンデュラス日本国大使館<br>在メキシコ日本国大使館 | 在アルゼンティン<br>在ヴェネズエラ<br>在ウルグアイ<br>在エクアドル<br>在エル・サルヴァドル<br>在ガイアナ<br>在キューバ<br>在グアテマラ<br>在コスタ・リカ<br>在コロンビア<br>在ジャマイカ<br>在チリ<br>在下ミニカ共和国<br>在トリニダード・トバゴ<br>在ニカラグア<br>在ハイティ<br>在パナマ<br>在パラグアイ<br>在バルバドス<br>在ブラジル<br>在ペルー<br>在ボリヴィア<br>在ホンデュラス<br>在メキシコ | ネパール<br>パキスタン<br>ビルマ<br>フィリピン<br>マレーシア<br>モルデイヴ<br>ラオス<br>アメリカ合衆国<br>カナダ | カトマンドウ<br>イスラマバード<br>ラングーン<br>マニラ<br>クアラ・ランプー<br>マレー<br>ワイエンチアン<br>ワシントン<br>オタワ<br>ブエノス・アイレス<br>カラカス<br>モンテヴィデオ<br>キート<br>サン・サルヴァドル<br>ジョージタウン<br>ハヴァナ<br>グアテマラ<br>サン・ホセ<br>ボゴタ<br>キングストン<br>サンティアゴ<br>サント・ドミンゴ<br>ポルト・オヴ・スベイン<br>マナグア<br>ポール・ト・ブラ<br>パナマ<br>アスンシオン<br>ブリッジタウン<br>ブラジリア<br>リマ<br>ラ・パス<br>テグシガルパ<br>メキシコ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

欧州

|                   |            |          |
|-------------------|------------|----------|
| 在アイスランド日本国大使館     | アイスランド     | レイキアヴィーク |
| 在イルランド日本国大使館      | イルランド      | ダブリン     |
| 在イタリア日本国大使館       | イタリア       | ローマ      |
| 在ヴァチカン日本国大使館      | ヴァチカン      | ウィーン     |
| 在オーストリア日本国大使館     | オーストリア     | ヘーグ      |
| 在オランダ日本国大使館       | オランダ       | アテネ      |
| 在ギリシャ日本国大使館       | ギリシャ       | ニコシア     |
| 在サイプレス日本国大使館      | サイプレス      | ペルメ      |
| 在スイス日本国大使館        | スイス        | ストックホルム  |
| 在スウェーデン日本国大使館     | スウェーデン     | マドリッド    |
| 在スペイン日本国大使館       | スペイン       | モスクワ     |
| 在ソヴィエト連邦日本国大使館    | ソヴィエト連邦    | プラーグ     |
| 在チェコスロヴァキア日本国大使館  | チェコスロヴァキア  | コペンハーゲン  |
| 在デンマーク日本国大使館      | デンマーク      | ボン       |
| 在ドイツ日本国大使館        | ドイツ        | オスロ      |
| 在ノールウェー日本国大使館     | ノールウェー     | ブダペスト    |
| 在ハンガリー日本国大使館      | ハンガリー      | ヘルシンキ    |
| 在フィンランド日本国大使館     | フィンランド     | パリ       |
| 在フランス日本国大使館       | フランス       | ソフィア     |
| 在ブルガリア日本国大使館      | ブルガリア      | ブラッセル    |
| 在ベルギー日本国大使館       | ベルギー       | ワルソー     |
| 在ポーランド日本国大使館      | ポーランド      | リスボン     |
| 在ポルトガル日本国大使館      | ポルトガル      | ヴァレタ     |
| 在マルタ日本国大使館        | マルタ        | ベルグラード   |
| 在ユーゴスラヴィア日本国大使館   | ユーゴスラヴィア   | ブカレスト    |
| 在ルーマニア日本国大使館      | ルーマニア      | ルクセンブルグ  |
| 在ルクセンブルグ日本国大使館    | ルクセンブルグ    | ロンドン     |
| 在連合王国日本国大使館       | 連合王国       | キャンベラ    |
| 在オーストラリア日本国大使館    | オーストラリア    | ウエリントン   |
| 在ニュー・ジールランド日本国大使館 | ニュー・ジールランド | カプー      |
| 在アフガニスタン日本国大使館    | アフガニスタン    | サナ       |
| 在イエメン日本国大使館       | イエメン       | テル・アヴィヴ  |
| 在イスラエル日本国大使館      | イスラエル      | バグダッド    |
| 在イラク日本国大使館        | イラク        | テヘラン     |
| 在イラン日本国大使館        | イラン        | クウェイト    |
| 在クウェイト日本国大使館      | クウェイト      |          |

アフリカ

|                    |             |          |
|--------------------|-------------|----------|
| 在サウディ・アラビア日本国大使館   | サウディ・アラビア   | ジッダ      |
| 在ジョルダン日本国大使館       | ジョルダン       | アンマン     |
| 在シリア日本国大使館         | シリア         | ダマスカス    |
| 在トルコ日本国大使館         | トルコ         | アンカラ     |
| 在南イエメン日本国大使館       | 南イエメン       | アッシャーブ   |
| 在レバノン日本国大使館        | レバノン        | ベイルート    |
| 在アラブ連合共和国日本国大使館    | アラブ連合共和国    | カイロ      |
| 在アルジェリア日本国大使館      | アルジェリア      | アルジェ     |
| 在ウガンダ日本国大使館        | ウガンダ        | カンパラ     |
| 在エチオピア日本国大使館       | エチオピア       | アディス・アベバ |
| 在ガーナ日本国大使館         | ガーナ         | アクラ      |
| 在ガボン日本国大使館         | ガボン         | リブールヴィル  |
| 在上ヴォルタ日本国大使館       | 上ヴォルタ       | ワガドゥグー   |
| 在カメルーン日本国大使館       | カメルーン       | ヤウンデ     |
| 在ガンビア日本国大使館        | ガンビア        | バサースト    |
| 在ギニア日本国大使館         | ギニア         | コナクリ     |
| 在ケニア日本国大使館         | ケニア         | ナイロビ     |
| 在コンゴ（キンシャサ）日本国大使館  | コンゴ（キンシャサ）  | キンシャサ    |
| 在コンゴ（ブラザヴィル）日本国大使館 | コンゴ（ブラザヴィル） | ブラザヴィル   |
| 在ザンビア日本国大使館        | ザンビア        | ルサカ      |
| 在シエラ・レオネ日本国大使館     | シエラ・レオネ     | フリータウン   |
| 在スーダン日本国大使館        | スーダン        | カルトゥーム   |
| 在スワジランド日本国大使館      | スワジランド      | エムババイン   |
| 在セネガル日本国大使館        | セネガル        | ダカール     |
| 在象牙海岸共和国日本国大使館     | 象牙海岸共和国     | アビジャン    |
| 在ソマリア日本国大使館        | ソマリア        | モガディシオ   |
| 在ダホメ日本国大使館         | ダホメ         | ポルト・ノヴォ  |
| 在タンザニア日本国大使館       | タンザニア       | ダレサラム    |
| 在チャード日本国大使館        | チャード        | フォール・ラミ  |
| 在中央アフリカ共和国日本国大使館   | 中央アフリカ共和国   | バンギ      |
| 在テニジニア日本国大使館       | テニジニア       | テニニス     |
| 在トリゴニア日本国大使館       | トリゴニア       | ロメ       |
| 在ナイジェリア日本国大使館      | ナイジェリア      | ラゴス      |
| 在ニジェール日本国大使館       | ニジェール       | ニアメ      |
| 在ブルンディ日本国大使館       | ブルンディ       | ブジュンブラ   |

|             |               |             |           |                 |               |               |             |            |             |             |            |
|-------------|---------------|-------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 在ボツワナ日本国大使館 | 在マダガスカル日本国大使館 | 在マラウイ日本国大使館 | 在マリ日本国大使館 | 在南アフリカ共和国日本国大使館 | 在モーリシアス日本国大使館 | 在モーリタニア日本国大使館 | 在モロッコ日本国大使館 | 在リビア日本国大使館 | 在リベリア日本国大使館 | 在ルワンダ日本国大使館 | 在レソト日本国大使館 |
| ボツワナ        | マダガスカル        | マラウイ        | マリ        | 南アフリカ共和国        | モーリシアス        | モーリタニア        | モロッコ        | リビア        | リベリア        | ルワンダ        | レソト        |
| ガベロンズ       | タナナリヴ         | ゾンパ         | バマコ       | ブレトリア           | ポート・ルイス       | ヌアクシヨット       | ラバト         | トリポリ       | モンロヴィア      | キガリ         | マセル        |

二 總領事館

| 地域  | 名称                                                                                                                                                                                  | 国位                                                                                           | 地名                                                                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| アジア | 在カルカタ日本国総領事館<br>在ボンベイ日本国総領事館<br>在マドラス日本国総領事館<br>在ジャカルタ日本国総領事館<br>在バンコック日本国総領事館<br>在釜山日本国総領事館<br>在台北日本国総領事館<br>在高雄日本国総領事館<br>在カラチ日本国総領事館<br>在ダッカ日本国総領事館<br>在マニラ日本国総領事館<br>在香港日本国総領事館 | インド<br>インド<br>インド<br>インドネシア<br>タイ<br>大韓民国<br>華人民国<br>中華民國<br>パキスタン<br>パキスタン<br>フィリピン<br>連合王国 | カルカタ<br>ボンベイ<br>マドラス<br>ジャカルタ<br>バンコック<br>釜山<br>台北<br>高雄<br>カラチ<br>ダッカ<br>マニラ<br>香港 |
| 北米  | 在サン・フランシスコ日本国総領事館<br>在シアトル日本国総領事館<br>在シカゴ日本国総領事館<br>在ニュー・オルリンズ日本国総領事館<br>在ニュー・ヨーク日本国総領事館<br>在ヒューストン日本国総領事館                                                                          | アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国                               | サン・フランシスコ<br>シアトル<br>シカゴ<br>ニュー・オルリンズ<br>ニュー・ヨーク<br>ヒューストン                          |

|                  |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                         |                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中<br>南<br>米      | 在ポートランド日本国総領事館<br>在ホノルル日本国総領事館<br>在ロス・アンジェル<br>在ヴァンクーヴァー日本国総領事館<br>在ウィニペグ日本国総領事館<br>在エドモントン日本国総領事館<br>在トロント日本国総領事館<br>在モントリオール日本国総領事館                                                                                  | アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>アメリカ合衆国<br>カナダ<br>カナダ<br>カナダ<br>カナダ<br>カナダ                                        | ポートランド<br>ホノルル<br>ロス・アンジェル<br>ヴァンクーヴァー<br>ウィニペグ<br>エドモントン<br>トロント<br>モントリオール                                   |
|                  | 在サン・パウロ日本国総領事館<br>在ベレーン日本国総領事館<br>在ポルト・アレグレ日本国総領事館<br>在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館<br>在レシフェ日本国総領事館                                                                                                                               | ブラジル<br>ブラジル<br>ブラジル<br>ブラジル<br>ブラジル                                                                    | サン・パウロ<br>ベレーン<br>ポルト・アレグレ<br>リオ・デ・ジャネイロ<br>レシフェ                                                               |
| 欧<br>州           | 在ミラノ日本国総領事館<br>在ジュネーヴ日本国総領事館<br>在ラス・パルマス日本国総領事館<br>在ナホトカ日本国総領事館<br>在ハバロフスク日本国総領事館<br>在レニングラード日本国総領事館<br>在デューセルドルフ日本国総領事館<br>在ハンブルグ日本国総領事館<br>在ベルリン日本国総領事館<br>在ボン日本国総領事館<br>在ミュンヘン日本国総領事館<br>在パリ日本国総領事館<br>在ロンドン日本国総領事館 | イタリア<br>スイス<br>スペイン<br>ソヴィエト連邦<br>ソヴィエト連邦<br>ソヴィエト連邦<br>ドイツ<br>ドイツ<br>ドイツ<br>ドイツ<br>ドイツ<br>フランス<br>連合王国 | ミラノ<br>ジュネーヴ<br>ラス・パルマス<br>ナホトカ<br>ハバロフスク<br>レニングラード<br>デューセルドルフ<br>ハンブルグ<br>ベルリン<br>ボン<br>ミュンヘン<br>パリ<br>ロンドン |
|                  | 在シドニー日本国総領事館<br>在パース日本国総領事館<br>在メルボルン日本国総領事館<br>在オークランド日本国総領事館                                                                                                                                                         | オーストラリア<br>オーストラリア<br>オーストラリア<br>ニュージーランド                                                               | シドニー<br>パース<br>メルボルン<br>オークランド                                                                                 |
| ア<br>フ<br>リ<br>カ | 在プレトリア日本国総領事館<br>在ソールズベリー日本国総領事館                                                                                                                                                                                       | 南アフリカ共和国<br>連合王国                                                                                        | プレトリア<br>ソールズベリー                                                                                               |

三 領事館

| 地域      | 名                                                                   | 称 | 位                         | 名                      | 地 | 置 |
|---------|---------------------------------------------------------------------|---|---------------------------|------------------------|---|---|
| アジア     | 在スラバヤ日本領事館<br>在メダン日本領事館<br>在コタ・キナバル日本領事館                            |   | インドネシア<br>インドネシア<br>マレーシア | スラバヤ<br>メダン<br>コタ・キナバル |   |   |
| 北米      | 在アンカレッジ日本領事館                                                        |   | アメリカ合衆国                   | アンカレッジ                 |   |   |
| 中南米     | 在マナオス日本領事館<br>在リマ日本領事館                                              |   | ブラジル<br>ペルー               | マナオス<br>リマ             |   |   |
| 大洋州     | 在ブリスベン日本領事館<br>在オーストラリア日本領事館                                        |   | オーストラリア                   | ブリスベン                  |   |   |
| 中近東     | 在イスタンブル日本領事館                                                        |   | トルコ                       | イスタンブル                 |   |   |
| 四 政府代表部 |                                                                     |   |                           |                        |   |   |
| 地域      | 名                                                                   | 称 | 位                         | 名                      | 地 | 置 |
| 北米      | 国際連合日本政府代表部<br>在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部<br>軍縮委員会日本政府代表部<br>経済協力開発機構日本政府代表部 |   | アメリカ合衆国                   | ニューヨーク                 |   |   |
| 欧州      |                                                                     |   | スイス<br>スイス<br>フランス        | ジュネーヴ<br>ジュネーヴ<br>パリ   |   |   |

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 在ミューンヘン日本領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本領事館及び各日本領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三号）附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百二十六号）附則第一項ただし書に規定する各日本領事館及び各日本領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの、政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本領事館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本領事館、在アンカレッジ日本領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分、昭和四十六年四月一日

2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本領事館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

3 在エドモントン及び在オークランドの各日本領事館に関する改正規定が施行されるまでの間は、改正後の別表第一 三 領事館の表北米の項中「在アンカレッジ日本領事館」

アメリカ合衆国 「アンカレッジ」 「とあるのは」 在アンカレッジ日本領事館  
「とあるのは」 在エドモントン日本領事館

アメリカ合衆国 「アンカレッジ」 「とあるのは」 在アンカレッジ日本領事館  
カナダ エドモントン 「とあるのは」 在エドモントン日本領事館

オーストラリア 「ブリスベン」 「とあるのは」 在ブリスベン日本領事館  
オーストラリア 「ブリスベン」 「とあるのは」 在ブリスベン日本領事館

ニュージーランド 「オークランド」 「とあるのは」 在オークランド日本領事館  
ニュージーランド 「オークランド」 「とあるのは」 在オークランド日本領事館

4 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「別表のとおりとする」を「別に法律で定める」に改め、同条第二項中「別表に掲げる」を「前項の法律で定める」に改める。

5 次に掲げる法律の規定中「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に改める。

- 一 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）第二十二條の六第三項
- 二 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十三條
- 三 沖繩・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第十三條第三項
- 四 沖繩復興のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）第七條第五項

昭和四十六年二月十七日印刷

昭和四十六年二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A